

青森県報

第二千五十一号

平成十四年七月二十四日(水曜日)

目次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………

（青少年男女共同・
参画）
（漁港・漁場
整備）
課 …… 一

公有水面埋立ての免許……………

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………
大規模小売店舗の変更の届出……………

（総務学事課）
（経営振興課）
…… 三

建設業者の許可の取消し……………

右 同……………

（青森県土
整備事務所）
（八戸県土
整備事務所）
（学教育施
設課）
…… 四

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………

出 先 機 関

漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定……………

右 同……………

（下北地方
農林水産
事務所）
（弘前県土
整備事務所）
…… 五

道路の位置の指定……………

教 育 委 員 会

県文化財の指定……………

（文
化課）
（保
護課）
…… 六

告 示

青森県告示第三百五十六号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十四年七月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

指定 番号	種別	名 称	発行者 (製 作者) 名	該当条項
二六三	書籍	レイブスコミック・タブー 8月号 一六六七三―八	三和出版	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
二六四		トップ・スピード 8月号 〇六八三七―〇八	サン出版	
二六五		レイブス・コミック微熱 8月号 〇九六六三―一八	セブン新社	
二六六		ドクターピカソ 8月号 〇六六三五―〇八	パウハウス	
二六七		漫画アクション ピザッツ 8/3月号 二一三五一―一八/三	双葉社	
二六八		PENTHOUSE 8月号 〇七九三三―一八	ぶんか社	

二六九	セレブ・ガールズ ウォーB組 8月増刊号	一一八〇四一〇八	マガジンマガ ジン
二七〇	アクションカメラ 8月号	〇一四五五一一八	社ワニマガジン
二七〇	Chuッススペシャル 8月号	一六一五一一八	

青森県告示第三百五十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十四年七月十七日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十四年七月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

の区域 東津軽郡三厩村字本町一八六の地先公有水面
の区域 東津軽郡三厩村字本町一一四及び一一五の地先公有水面

2 区域

の区域

次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成四年六月二十六日付け青森県指令第二六九〇号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（東京湾中等潮位プラス〇・六三四メートルにより決定）により囲まれた区域

の地点 東津軽郡三厩村字新町地先に設置された三厩漁港北防波堤灯台（北緯

四一度一分四四秒、東経一四〇度二六分二五秒）から二三七度〇六分四四秒・二〇メートルの地点

の地点 の地点から三三度三七分一〇・三九メートルの地点

の地点 の地点から一一二度三七分〇・六三メートルの地点

の地点 の地点から三三度三七分一五四・七三メートルの地点

の地点 の地点から四度五七分三九・五三メートルの地点

の地点 の地点から九四度五七分八・七七メートルの地点

の地点 の地点から四度五七分〇・六三メートルの地点

の地点 の地点から九四度五七分一・六〇メートルの地点

の地点 の地点から一八四度五七分四〇・一五メートルの地点

の地点 の地点から一一四度三九分九三・〇五メートルの地点

の地点 の地点から一七九度〇一分一三・三七メートルの地点

の地点 の地点から一一四度三三分六六・三九メートルの地点

の区域

次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡三厩村字新町地先に設置された三厩漁港北防波堤灯台（北緯

四一度一分四四秒、東経一四〇度二六分二五秒）から二三九度〇三分三六三・五五メートルの地点

の地点 の地点から三五九度〇六分一〇・八三メートルの地点

の地点 の地点から三四度三九分九二・五九メートルの地点

の地点 の地点から一八四度五七分五・八〇メートルの地点

の地点 の地点から二七五度五七分〇・七三メートルの地点

の地点 の地点から一一二度三七分九四・〇九メートルの地点

の地点 の地点から一一二度三七分〇・六三メートルの地点

3 面積

の区域 二、〇〇八・八八平方メートル

の区域 三六一・七八平方メートル

合計 二、三七〇・六六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

三

東津軽郡三厩村字本町一八六、一一四、一一五、一一七、一一九及び一二〇の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からクの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とクの地点を結び平成四年六月二十六日付け青森県指令第二六九〇号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（東京湾中等潮位プラス〇・六三四メートルにより決定）により囲まれた区域

アの地点 東津軽郡三厩村字新町地先に設置された三厩漁港北防波堤灯台（北緯四一度一分四四秒、東経一四〇度二分二五秒）から三三八度一分四四八・〇四メートルの地点

イの地点 アの地点から三二度三七分一六二・二四メートルの地点

ウの地点 イの地点から四度五七分四七・〇六メートルの地点

エの地点 ウの地点から九度五七分三五・八六メートルの地点

オの地点 エの地点から一八度五七分五七・九〇メートルの地点

カの地点 オの地点から二二度三七分一〇・一二メートルの地点

キの地点 カの地点から三〇二度三七分一三・七二メートルの地点

クの地点 キの地点から二二四度三三分六〇・一八メートルの地点

3 面積

六、八七九・三五平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十四年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十四年七月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年七月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコシティ黒石

黒石市大字中川字花岡二三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 岡田元也

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 岡田元也 外十四者

四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗 小規模小売店舗 店舗の営業時間 店舗の営業方法 店舗の営業時間 店舗の営業時間	イオン株式会社 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後七時 年間 一年	イオン株式会社 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後七時 年間 一年	平成 一四・七・三
大規模小売店舗 小規模小売店舗 店舗の営業時間 店舗の営業方法 店舗の営業時間 店舗の営業時間	イオン株式会社 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後七時 年間 一年	イオン株式会社 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後七時 年間 一年	平成 一四・七・三

- 五 届出年月日
平成十四年七月十日
- 六 届出書及び添付書類の縦覧
- 1 場所
青森県商工観光労働部経営振興課及び黒石市役所
- 2 期間
平成十四年七月二十四日から同年十一月二十四日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後四時四十五分まで

									来客が駐 車場を利 用するこ とができ る時間帯
午後十時十五分まで	午前八時四十五分(年間 三日午前六時四十五分) から	午後十時十五分まで	午前八時四十五分(年間 三日午前六時四十五分) から	午後九時	午前八時四十五分(年間 三日午前六時四十五分) から	午後十時十五分まで	午前八時四十五分(年間 三日午前六時四十五分) から	午後十時十五分まで	午後十時十五分まで
午後十一時十五分まで	午前八時四十五分(年間 三日午前六時四十五分) から	午後十一時十五分まで	午前八時四十五分(年間 三日午前六時四十五分) から	午後九時	午前八時四十五分(年間 三日午前六時四十五分) から	午後十一時十五分まで	午前八時四十五分(年間 三日午前六時四十五分) から	午後十一時十五分まで	午後十一時十五分まで
"									

- 七 意見書の提出
ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
平成十四年十一月二十四日
- 2 提出先
青森県商工観光労働部経営振興課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。
- 建設業者の許可の取消し
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成十四年七月二十四日
青森県知事 木村守男
- 一 商号又は名称 今光組
- 二 氏名 今 光信
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字大野字片岡八〇の五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一)第一〇〇六六号
- 五 取消年月日 平成十四年七月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実
平成十四年七月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年七月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 有限会社東都建設
- 二 代表者の氏名 大山 宏
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野二丁目三の九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・九）第一一八四六号
- 五 取消年月日 平成十四年七月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十四年七月十二日前記建設業者が前記の工事業を合併又は破産以外の理由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年七月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 物品等の名称及び数量 漁業実習船 一隻
- 二 調達方法 購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校施設課

青森市新町二丁目三の一

四 契約の方法

随意契約

五 契約の相手方を決定した日

平成十四年五月二十三日

六 契約の相手方の名称及び住所

檜崎造船株式会社

北海道室蘭市築地町一三五

七 契約金額

十六億四千百五十万円

八 随意契約の理由

平成十四年五月二十三日に執行した一般競争入札において、再度の入札に付して落札者がないことから、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十

七号の二第一項第六号により随意契約によることとしたものである。

九 契約の相手方を決定した手続

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方としたものである。

十 入札の公告を行った日

平成十四年四月十二日

平成十四年四月十二日

出 先 機 関

下北地方農林水産事務所告示第四号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十四年七月二十四日

下北地方農林水産事務所長 竹 内 由 昭

- 一 漁港の名称
佐井漁港

- 二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	下北郡佐井村大字佐井字糠森地先弁天島（北緯四一度二六分〇〇秒、東経一四〇度五一分〇〇秒）から五三度〇〇分〇〇秒四五〇メートルの地点（北防波堤先端付近）を中心とした半径三三〇メートルの円内の水域
禁 止 物 件	船舶

- 三 指定の適用期間

平成十四年八月十五日（同日に開催される予定の花火大会が同月十六日から同月二十一日までの間において順延される場合）あつては、当該花火大会が開催される日（午後七時三十分から午後八時三十分まで）

下北地方農林水産事務所告示第五号

漁港整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十四年七月二十四日

下北地方農林水産事務所長 竹 内 由 昭

- 一 漁港の名称
横浜漁港

- 二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	
禁 止 物 件	

船舶

上北郡横浜町字下川原地先下浜橋右岸下流橋台（北緯四一度〇四分四八秒、東経一四一度一五分〇〇秒）から三三三度三〇分〇〇秒五〇二メートルの地点（第二西防波堤中央付近）を中心とする半径二八〇メートルの円内の水域

- 三 指定の適用期間

平成十四年八月十四日（同日に開催される予定の花火大会が延期される場合は同月十七日）午後七時三十分から午後八時三十分まで

弘前県土整備事務所告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第百二十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年一月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、弘前県土整備事務所及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月二十四日

弘前県土整備事務所長 後 藤 正 紀

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
黒石市北美町二丁目七七の七及び七七の一三	一〇〇・三八メートル	六・〇〇メートル	平成 一四・七・五

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第七号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第三十八条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県名勝に指定する。

平成十四年七月二十四日

県名勝	種別
貞昌寺庭園	名称
弘前市大字新寺町一〇八番地	所在地
貞昌寺	所有者

青森県教育委員会

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭